

試験研究用の第1種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）
の輸入確認申請に際しての「確約書」の記載要領

シグマアルドリッチジャパン株式会社

1. 様式（JISA4版）

確 約 書	
平成 年 月 日	
シグマアルドリッチジャパン株式会社 代表取締役 秋山 一 殿	
（住 所） （名 称） （代表者役職名及び氏名）	印
<p>今般、貴社から購入予定の第1種特定化学物質は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）第25条ただし書きに規定する試験研究用として以下の用途に全量使用し、その取扱い及び試験研究終了後の処理については、細心の注意を払うことを確約いたします。</p>	
1. 第1種特定化学物質の名称	
2. 第1種特定化学物質の商品としての組成、数量及び荷姿	
3. 第1種特定化学物質を試験研究用に使用する者の所属、氏名及び電話番号 所 属： 氏 名： 電話番号：	
4. 第1種特定化学物質を試験研究用に使用する事業所名及び所在地 事業所名： 所 在 地：	
5. 試験研究の目的と概要 (1) 目的及び内容 (2) 使用方法及び使用量 (3) 使用期間 (4) 保管・廃棄方法	

2. 全般的注意事項

- (1) 同時に数品目ある場合は、まとめて1件の確約書にしてください。
- (2) 様式部分は、原則として様式どおり正確に記載してください。（ただし、確約者の住所、名称、代表者役職名及び氏名並びに印の文字記載は不要です。）

- (3) 代表者としては、公印を有する者が経済産業省で認められております。例えば、次のとおり。
 官 公 庁：研究所長、保健所長、センター長など
 民間企業：社長、工場長、研究所長など
 公益法人：会長、理事長、専務理事、事業所長、研究所長など
 大 学：学長、学部長、学科長、研究所長など
- (4) 印鑑は、公印を使用し押印してください。
- (5) 項目の記載順を原則として変更しないでください。（特に住所、名称、代表者等の順番が守られていない場合が多く見受けられます。）
- (6) 誤字、脱字がないようにしてください。

3. 記載要領

(1) 第1種特定化学物質の名称

法律に基づく名称を記載してください。（これ以外は使用しないでください。）
 異なる名称の品目がある場合は列記してください。

<法律に基づく名称：28物質>
 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る。)、
 ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、
 ビス(トリブチルスズ) = オキシド、N・N' - ジトリル - パラ - フェニレンジアミン、
 N - トリル - N' - キシリル - パラ - フェニレンジアミン又はN・N' - ジキシリル - パ
 ラ - フェニレンジアミン、2・4・6 - トリ - ターシャリ - ブチルフェノール、トキサフ
 ェン、マイレックス、ジコホル、ヘキサクロロブタ - 1・3 - ジエン、2 - (2H - 1・
 2・3 - ベンゾトリアゾール - 2 - イル) - 4・6 - ジ - ターシャリ - ブチルフェノール、
 P F O S 又はその塩、P F O S F、ペンタクロロベンゼン、ヘキサクロロシクロヘキ
 サン、ヘキサクロロシクロヘキサン、ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコ
 ン、ヘキサブromoビフェニル、テトラブromoジフェニルエーテル、ペンタブromoジフェニ
 ルエーテル、ヘキサブromoジフェニルエーテル、ヘプタブromoジフェニルエーテル

<間違えやすい例>

(誤)	(正:法律に基づく名称)
p,p' -DDT	DDT
PCB Window defining mixture	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
2,4' -Dichlorobiphenyl	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
cis -クロルデン、trans -クロルデン	クロルデン類
cis -ノナクロル、trans -ノナクロル	クロルデン類
ヘプタクロル	クロルデン類
P F O S のカリウム塩	P F O S 又はその塩

(2) 第1種特定化学物質の商品としての組成、数量及び荷姿

区 分	記 載 方 法
固体(標準品)	商品名、数量(mg)、本数、容器名
液体(標準原液)	商品名、(溶媒中の濃度、溶媒名)、数量(ml)、本数、容器名
液体(混合溶液)	商品名、(種類数、溶媒名)、数量(ml)、本数、容器名、各化学物質 名(濃度) 第1種特定化学物質だけでなく全成分について記入下さい。

<記載例 1> (単品・固体(粉末)の場合)

trans-ノナクロル 10mg 3本 ガラスバイアル

<記載例 2> (単品・液体の場合)

ヘプタクロル (100 µg/ml、メノール溶液) 1ml 3本 ガラスアンプル

<記載例 3> (濃度が同じ混合溶液の場合)

・ PCB 混合溶液 (32種類、各10 µg/ml、イソオクタン溶液) 1ml 1本 ガラスアンプル
2,4-Dichlorobiphenyl ...

<記載例 4> (濃度が異なる混合溶液の場合)

・ PCB 混合溶液 (13種類、ノナン溶液) 1.2ml 1本 ガラスアンプル
3,3',4,4'-Tetrachlorobiphenyl (0.2 µg/ml)
2,3,3',4,4'-Pentachlorobiphenyl (1.0 µg/ml) ...

<記載例 5> (複数品目の場合 1)

(1) trans-ノナクロル 10mg 3本 ガラスバイアル

(2) ヘプタクロル (100 µg/ml、メノール溶液) 1ml 3本 ガラスアンプル

(3) デイルドリン 10mg 3本 ガラスバイアル

<記載例 6> (複数品目の場合 2)

- ・ 品目が多く別紙記載の場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。
- ・ 別紙は、上記の記載項目が記入されていればカタログコピーで結構です。

(3) 第 1 種特定化学物質を試験研究用に使用する者の所属、氏名及び電話番号
所属は、組織内の部、課及びグループ名を記入してください。

(4) 第 1 種特定化学物質を試験研究用に使用する事業所名及び所在地
事業所名は、法人として登記されている事業所の名称を記入してください。
なお、確約者の住所と使用する事業所の所在地が異なる場合は、必ず記入してください。

(5) 試験研究の目的と概要

目的及び内容

<記載例 1> (PCBを除くDDT等の場合)

食品中に残留農薬として含まれる を定量分析することを目的とする。今回購入する はガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS) で正確に定量分析を行うための標準物質として使用する。

<記載例 2> (PCBの場合)

環境試料 (排水、排ガス、土壌) 中に含まれるポリ塩化ビフェニル (PCB) を異性体別に正確に定量分析するための標準物質として使用する。PCBは理論的には209種類の異性体が存在し、今までの環境試料の分析ではPCB異性体の総量で定量されていた。しかし、その中には毒性の強い異性体 (コプラナーPCB) が存在することから、毒性を正しく評価するためには、PCBを異性体別に分別定量する必要がある。今回購入するPCBは、ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS) で異性体別に定量分析を行うための標準溶液及び内部標準溶液とする。

使用方法及び使用量

<記載例 1> (標準物質が固体(粉末)の場合)

上記の標準品を で溶解し標準原液とする。その標準原液をそれぞれ数段階に希釈して、 . ~ . µg/mlの標準溶液とし、1回の分析でその µlをGC/MSに注入して使用する。

<記載例 2> (標準物質が液体の場合)

上記の標準原液を でそれぞれ数段階に希釈して、 . ~ . µg/mlの標準溶液

とし、1回の分析でその μl を GC/MS に注入して使用する。

添加回収試験を行う場合又は内部標準溶液として使用する場合は、上記の記載例の後に下記文を追記してください。

・ 添加回収試験を行う場合の文例（追記文）

また、添加回収試験を行うため、それぞれ数段階に希釈し、 $\dots \sim \dots \mu\text{g/ml}$ の添加溶液とし、1試料当たり $\dots \text{ml}$ を試料に添加して使用する。

・ 内部標準溶液として使用する場合の文例（追記文）

また、 ^{13}C で標識化された \dots については、それぞれ数段階に希釈し、 $\dots \sim \dots \mu\text{g/ml}$ の内部標準溶液とし、1試料当たり $\dots \text{ml}$ を試料に添加して使用する。

使用期間

<記載例>

平成 \dots 年 \dots 月 ~ 平成 \dots 年 \dots 月

試験研究用として使用する期間を記入してください。

（原則として、5年以内の使用期間にしてください。）

保管・廃棄方法

<記載例 1>（標準物質が固体（粉末）の場合）

i) PCB の場合

使用期間中は、標準品はガラスバイアルびんに、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準品、原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法に基づき適正な保管及び処理を行う。

ii) アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、HCB、ペンタクロロベンゼン、 \dots -ヘキサクロロシクロヘキサン、 \dots -ヘキサクロロシクロヘキサン、 \dots -ヘキサクロロシクロヘキサン及びクロルデコンの場合

使用期間中は、標準品はガラスバイアルびんに、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準品、原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき特別管理産業廃棄物に準じて保管等の取扱いを行い、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成 21 年 8 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）を参考に適切に処理する。

) 2 - (2 H - 1 , 2 , 3 - ベンゾトリアゾール - 2 - イル) - 4 , 6 - ジ - tert - ブチルフェノールの場合

使用期間中は、標準品はガラスバイアルびんに、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準品、原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき特別管理産業廃棄物に準じて保管等の取扱いを行い、同法に基づき定められている PCB の処理方法（焼却では 1,100 度以上の高温焼却）に準じつつ、当該物質の排出が無いことを確認の上処理する。また、処理に当たっては、必要に応じ「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成 21 年 8 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）を参考にする。

) P F O S 又はその塩、 P F O S F、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルの場合

使用期間中は、標準品はガラスバイアルびんに、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準品、原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正な保管及び処理を行う。

) 上記以外の場合

使用期間中は、標準品はガラスバイアルびんに、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準品、原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、上記の同容器に入れ、さらにポリエチレン袋で包装し密封の上、ふた付き空き缶に入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に永久保存する。

<記載例 2> (標準物質が液体の場合)

i) P C B の場合

使用期間中は、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法に基づき適正な保管及び処理を行う。

ii) アルドリン、ディルドリン、エンドリン、D D T、クロルデン類、H C B、ペンタクロロベンゼン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン、 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン及びクワロルデコンの場合

使用期間中は、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき特別管理産業廃棄物に準じて保管等の取扱いを行い、「P O P s 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」(平成 2 1 年 8 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知)を参考に適切に処理する。

) 2 - (2 H - 1 , 2 , 3 - ベンゾトリアゾール - 2 - イル) - 4 , 6 - ジ - tert - ブチルフェノールの場合

使用期間中は、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき特別管理産業廃棄物に準じて保管等の取扱いを行い、同法に基づき定められている P C B の処理方法(焼却では 1,100 度以上の高温焼却)に準じつつ、当該物質の排出が無いことを確認の上処理する。また、処理に当たっては、必要に応じ「P O P s 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」(平成 2 1 年 8 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知)を参考にする。

) P F O S 又はその塩、 P F O S F、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルの場合

使用期間中は、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正な保管及び処理を行う。

) 上記以外の場合

使用期間中は、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、ガラスサンプル又は上記の同容器に入れ、更にポリエチレン袋で包装し密封の上、ふた付き空き缶に入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に永久保存する。

添加回収試験を行う場合又は内部標準溶液として使用する場合は、上記の記載例の後に下記文を追記してください。

・ 添加回収試験を行う場合の文例（追記文）

また、添加溶液として を添加し使用した後の残りの試料については、上記と同様の処理等を行う。

・ 内部標準溶液として使用する場合の文例（追記文）

また、内部標準溶液として を添加し使用した後の残りの試料については、上記と同様の処理等を行う。

記載例 (名称の異なる数品目、添加回収試験を行う場合の例)

確 約 書

平成 年 月 日

シグマアルドリッチジャパン株式会社
代表取締役 秋山 一 殿

東京都中央区日本橋堀留町 丁目 番 号
工業株式会社
代表取締役社長 日本 太郎 印

今般、貴社から購入予定の第1種特定化学物質は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和48年法律第117号)第25条ただし書きに規定する試験研究用として以下の用途に全量使用し、その取扱い及び試験研究終了後の処理については、細心の注意を払うことを確約いたします。

1. 第1種特定化学物質の名称
DDT、クロルデン類

2. 第1種特定化学物質の商品としての組成、数量及び荷姿
(1) p,p'-DDT 10mg 2本 ガラスバイアル
(2) ヘプタクロル(100µg/ml、メノール溶液) 1ml 3本 ガラスフラスコ

3. 第1種特定化学物質を試験研究用に使用する者の所属、氏名及び電話番号
所 属：化学部分析課
氏 名：化学 次郎
電話番号：03 - 1234 - 5678

4. 第1種特定化学物質を試験研究用に使用する事業所名及び所在地
事業所名：工業株式会社中央研究所
所 在 地：東京都千代田区霞が関 丁目 番 号

5. 試験研究の目的と概要

(1) 目的及び内容

食品中に残留農薬として含まれるDDT及びクロルデン類を定量分析することを目的とする。今回購入する上記のDDT及びクロルデン類はガスクロマトグラフ質量分析計で正確に定量分析を行うための標準物質として使用する。

(2) 使用方法及び使用量

上記の標準品及び原液を でそれぞれ数段階に溶解又は希釈し、 . ~ . µg/mlの標準溶液とし、1回の分析でその µlをGC/MSに注入して使用する。また、添加回収試験を行うため、それぞれ数段階に希釈し、 . ~ . µg/mlの添加溶液とし、1試料当たり mlを試料に添加して使用する。

(3) 使用期間

平成 年 月 ~平成 年 月

(4) 保管・廃棄方法

使用期間中は、標準品はガラスバイアルびんに、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準品、原液及び溶液は全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき特別管理産業廃棄物に準じて保管等の取扱いを行い、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成 21 年 8 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）を参考に適切に処理する。また、添加溶液として上記の標準溶液を添加し、使用した後の残りの試料については、上記と同様の処理等を行う。